

継続

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第44号
令和6年3月27日
警察庁交通局交通規制課長

農業用道路における車両の通行に関する措置について

農業用道路（以下「農道」という。）においては土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき設置され、都道府県等の農道管理者において「土地改良事業計画基準・設計『農道』の制定について」（平成10年3月31日付け9構改D第251号（農林水産省）構造改善局長通知）等に基づき管理されているところである。こうした農道については、広く一般交通の用に供されており、他の国道、県道等と連携して道路網を構成するものであり、交通管理に大きな影響を及ぼすものであるが、道路交通の安全と円滑を確保する観点から、農道における車両の通行方法に関しては農道管理者と十分な調整連絡が必要である。この点、今般、農林水産省と「農道における車両の通行に関する措置」について取りまとめたところであり、各都道府県警察にあっては、今後の農道における車両の通行に関する措置については、下記の事項に留意の上、遺漏なく対応されたい。

なお、農林水産省は、別添のとおり、地方農政局農林振興部農地整備課長等宛てに事務連絡を発出しているので、参考にされたい。

記

1 農道の位置付け

農道とは、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改造を資する目的で土地改良事業の一部として設置されており、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条の「一般交通の用に供するその他の場所」に該当し得る。

2 農道管理者が農道を一般交通の用に供することを取りやめる際の措置

一般交通の用に供している農道（道路法（昭和27年法律第180条）上の道路を除く。）に関し、農道管理者は、農道整備の目的等を勘案してその判断により「一般交通の用に供することを取りやめる」と判断することができる場所であるが、都道府県公安委員会等が信号機又は道路標識、道路標示を設置している農道をはじめ、一般交通に対する影響が大きい農道においては、農道管理者よりあらかじめ都道府県公安委員会に対して意見聴取がなされることとされたので、一般交通に対する影響等を考慮して交通管理上必要な意見を申し入れられたい。

【継続措置状況】

初回発出日：平成31年2月19日

（有効期間：平成36年3月31日）

平成 31 年 2 月 19 日

地方農政局農村振興部農地整備課長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長
北海道農政部農村振興局農村整備課長

} 殿

農村振興局整備部地域整備課長

農道における車両の交通に関する措置について

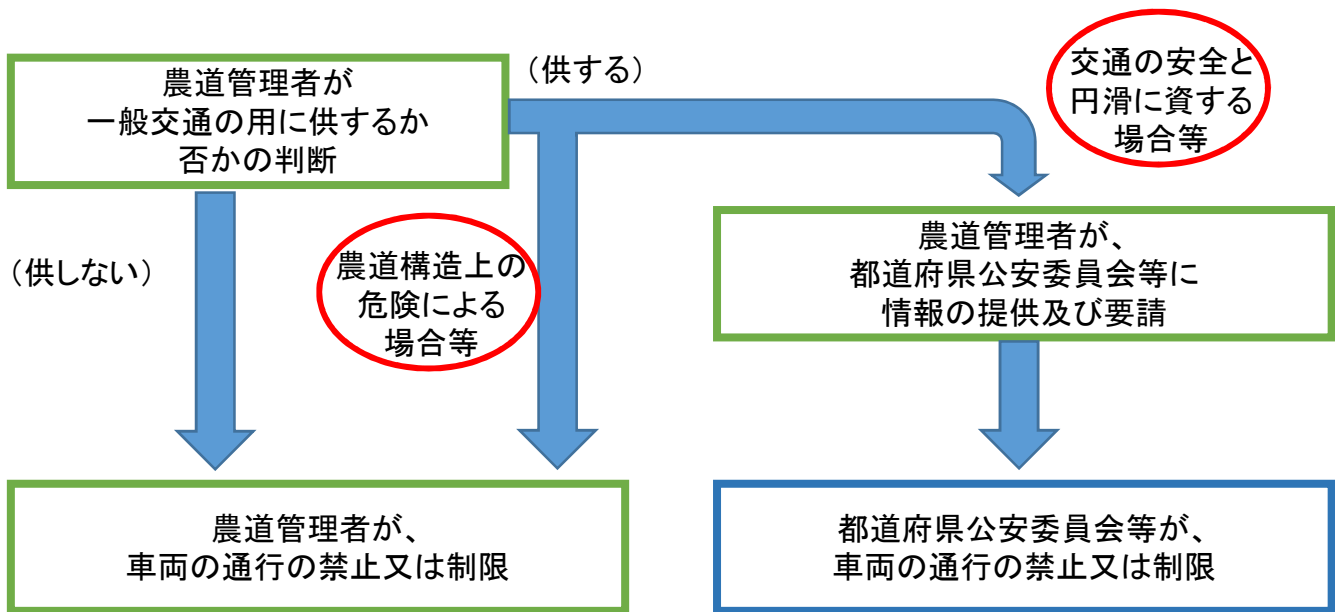
農道における交通規制等の車両の交通に関する措置については、農道の利用形態の特殊性を考慮の上、関係農家等の意向を踏まえ、適切に行う必要がある。また、一般の交通の用に供する農道の交通規制については、道路交通法に基づき、都道府県公安委員会等の関係機関と事前に協議調整を図ることが必要である。

一方で、A I ・ I o T等を活用したスマート農業の実現などによる競争力強化の推進を政府として取り組んでいるところであり、これら施策の推進と農道における車両の交通に関する措置が関係することも想定される。

このような状況を踏まえ、今般、警察庁とも協議の上、別添 1 「農道における車両の通行に関する措置」及び別添 2 の同措置に係る補足事項についてとりまとめたので、貴局管内の都府県を通じて、農道管理者である市町村等にこのことについて周知されたい。

また、警察庁は別添 3 のとおり、警視庁交通部長等あてに事務連絡を発出しているので、参考にされたい。

農道における車両の通行に関する措置



項目	概要
道路交通法の対象となる「道路」	<p>農道は「一般交通の用に供するその他の場所」に該当する。</p> <p>【道路交通法における「道路」(第2条第1項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法第2条第1項に規定する道路 ・道路運送法第2条第8項に規定する自動車道 ・一般交通の用に供するその他の場所
一般交通の用に供するか否かの判断	<p>農道管理者が「一般交通の用に供するか」を農道の状況等を踏まえ常時判断できる。 (必要に応じて、都道府県公安委員会等に情報提供等を行う)</p>
交通の禁止又は制限の措置	<p>一般交通の用に供すると判断に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法の適用を受ける ①農道構造上の危険による場合等 <ul style="list-style-type: none"> ・農道管理者が必要な措置を行う ②交通の安全と円滑に資する場合等 <ul style="list-style-type: none"> ・農道管理者は都道府県公安委員会等に対し必要な情報の提供及び要請を行う ・都道府県公安委員会等が必要な措置を行う
	<p>一般交通の用に供しないと判断に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法の適用を受けない ・農道管理者が必要な措置を行う

「農道における車両の通行に関する措置」に係る補足事項

1. 「道路交通法の対象となる道路」について

農道は、道路交通法第2条第1項第1号「一般交通の用に供するその他の場所」に該当しうることから、該当する場合、道路交通法における「道路」となり、道路交通法の適用を受ける。なお、道路法における「道路」は、道路法第2条に定義されており、農道は対象とならない。

〔関係法令〕

○ 道路交通法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

○ 道路法

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

2. 「通行の禁止又は制限の措置」について

(1) 一般交通の用に供する場合

一般交通の用に供する場合は、1のとおり道路交通法の適用を受ける。道路交通法においては、都道府県公安委員会等が車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができるとしていることから、農道を一般交通の用に供したまま、通行の禁止又は制限の措置を行う場合、基本的に以下のとおりとなる。

《農道構造上の危険による場合等》

- 農道管理者が必要な措置を行う

※ 道路法第46条第1項と同様の考え方

《交通の安全と円滑に資する場合等》

- 農道管理者は都道府県公安委員会等に対し必要な情報の提供及び要請を行う。
- その要請等に基づき、必要に応じ、都道府県公安委員会等が必要な措置を行う。

(道路交通法第4条第1項等)

なお、農道を一般交通の用に供したまま、当該道路の道路管理者が維持や修繕等の工事又は作業を行う場合は、道路交通法第77条第1項の道路使用許可の対象となる（請負者が実施する場合は、請負者が道路使用許可を受ける必要がある）。

〔関係法令〕

○ 道路交通法

(公安委員会の交通規制)

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。

(道路の使用の許可)

第七七条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

(道路の管理者の特例)

第八〇条 道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、第七十七条第一項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りる。

- 2 前項の協議について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

○ 道路法

(通行の禁止又は制限)

第四六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(2) 一般交通の用に供さない場合

一般交通の用に供さない場合は、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路に該当しないことから、道路交通法の適用を受けない。この場合、農道管理者が車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制等必要な措置を行う。

なお、農道管理者が、その権限に基づき、当該道路における交通を遮断し、一般交通の用に供さずに工事又は作業を行う場合は、道路使用許可の対象とならない。

3. 「一般交通の用に供するか否かの判断」について

農道を一般交通の用に供するか否かについては、農道の状況等を踏まえ、農道管理者が常時判断することができる。

農道を一般交通の用に供するか否かの判断に当たっては、

- ・ 農業生産性の向上、農業生産の近代化及び農産物流通の合理化
- ・ 農村地域住民の日常生活上の交通の便益の増進及び安全かつ円滑な交通の確保

という農道整備の目的、農産物運搬車両、通作交通車両、農業機械等の安全で円滑な交通の確保、農産物・農業用資材の積降ろし、農業機械の一時駐車、農業機械の旋回等の農道の利用形態等を勘案して、農道管理者が適切に判断することとする。

4. 留意事項

市町村等が農道の管理に係る条例等を定めており、車両の通行の禁止又は制限に係る規程を別に設けている場合、その規程に基づき判断することが必要である。

また、広域農道、基幹農道等の一般交通の用に供されている農道に関し、当該農道を一般交通の用に供することを取りやめる場合は、都道府県公安委員会等が信号機又は道路標識・道路標示（一時停止、速度規制の標識等）を設置した農道をはじめ、一般交通に対する影響が大きい農道については、あらかじめ都道府県公安委員会等に情報を提供するとともに、農道の閉鎖方法等も含め意見を聴取することとする。